令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	
各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二面以上の立面図	
二面以上の断面図	
基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
二面以上の軸組図	
構造詳細図	屋根ふき材の種別
	柱の有効細長比
	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
	構造耐力上主要な部分である部材の地面から一メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
令第四十条ただし書、令第四十二条第一項第二号若しくは第三号、令第四十三条第一項若しくは第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号イ若しくはハ、第三項若しくは第四項又は令第四十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
	令第四十二条第一項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第四十二条第一項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第四十二条第一項第三号に規定する方法による検証内容
	令第四十三条第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	令第四十六条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第四十八条第一項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第四十八条第二項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項